

平成29年度 第10回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成29年度第10回農業委員会総会日程表

日時 平成30年 1月5日(金) 午後1時30分～

場所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第8 議案第6号 農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第9 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

出席委員(18名)

1番	大西 嘉一郎	2番	石川 有利
3番	星川 安德	4番	横尾 昇
5番	押条 和司朗	6番	篠原 義尚
7番	鈴木 俊一	8番	武村 美枝子
10番	高橋 博	11番	坂上 宏

12番 尾崎 靖雄
14番 高橋 藤信
16番 河村 薫
18番 則友 祝幸

13番 鈴木 博美
15番 辻 政春
17番 齋藤 伊勢子
19番 石川 武将

欠席農業委員(1名)

9番 妻鳥 和美

出席農地利用最適化推進委員(24名)

1番 脇 純樹	2番 藤田 紘正
3番 薦田 悦男	4番 森川 雅之
5番 高橋 忠明	6番 合田 慎太郎
7番 宇高 勉	8番 鎌倉 静夫
9番 石村 好典	10番 中泉 敏則
11番 石川 修平	12番 高橋 功
13番 立川 貞美	14番 三好 忠行
15番 河村 一碩	16番 合田 篤夫
17番 鈴木 一郎	18番 真鍋 義孝
19番 加地 照男	20番 渡邊 繁
21番 越智 寧	23番 近藤 良啓
24番 高橋 祥志	25番 鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

22番 尾崎 寿則

出席した職員

事務局長 曾我部 和司

次 長 大西 唯文

係 長 岡 田 昇

係 長 河 村 由 美 子

係 長 石 川 考 太

産 業 支 援 課 課 長 補 佐 西 川 武 志

主 査 高 橋 洋 平

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 あけましておめでとうございます。年頭に際しまして委員の皆様はじめ家族の皆様にとって、ご健康でご多忙であることを祈願してこの1年良いことがありますように期待したいと思います。新年を迎えるにあたり皆様方にはそれぞれ、これからの夢や目標を持ってスタートしたと思われれます。目的に向かいまして日々努力されることを願って、目標達成に向けて頑張ってもらいたいと思います。農業委員会においても、1年が遊休農地の解消、農地の有効利用ということでスタートが切られます。また農地のパトロール、会合の出席などで何かとご足労をおかけいたしますが、今年1年よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第10回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 開会前に皆さんにおはかりいたします。本日の日程にお手元にあります議案第6号を追加したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

委 員 異議なし

議 長 それでは追加することに決定いたします。議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、9番 妻鳥和美委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の22番 尾崎寿則委員より欠席届けが

ありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、17番 齋藤伊勢子委員、16番 河村 薫委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 受付番号38番～41番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてをご説明いたします。その前に受付番号98番ですが、年末に取り下げ願いが提出されていますので、削除をお願いいたします。では説明いたします。受付番号93、金田町半田の畑2筆について、経営安定を図るためということで条件第1号から第7号までについては問題ありません。果樹を栽培されるそうです。受付番号94、豊岡町長田の田1筆について、所有地に隣接し耕作に便利なためということです。条件第1号から第7号については問題ありません。野菜、水稻を栽培するそうです。受付番号95、土居町上野の田1筆について、叔父から甥への贈与ということになっております。条件第1号から第7号については問題ありません。野菜、水稻を栽培されるそうです。受付番号96、土居町上野の田1筆については、贈与で小作地開放ということです。受人の〇〇さんにつきましては、経営面積が下限面積を割っています。後ほどまた報告いたしますけれど利用権を設定されておりますので、それが許可になれば下限面積をクリアすることになります。ですので条件第1号から第7号については問題ありません。野菜、水稻を栽培されるそうです。なおこの3条の許可については、利用権の

決定後、許可することにいたします。受付番号97、土居町上野の田1筆については、所有地に隣接しており、耕作に便利なためということです。条件第1号から第7号については問題ありません。果樹を栽培されるそうです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議 長 受付番号93番 質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 94番

委 員 異議ありません。

議 長 95番

委 員 95番から97番まで異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

押条委員 96番、譲受人が金田町で土居町上野まで通うのか。

岡田係長 金田の方から通うということになっています。

鈴木一郎推進委員 譲受人の出身地が土居町上野ですので。

議 長 他に質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村由美子さん

河村係長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は2件です。受付番号15、川之江町長須の案件について、申請人は〇〇〇〇。周辺住民からの要望に応えるための貸駐車場新設です。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号16、土居町津根の案件については、農村地域工業等導入促進法、俗に言います農工法により策定した農村地域工業等導入実施計画に基づく工業用地の転用です。申請人は四国中央市長、篠原 実。一体利用地は議案第4号受付番号162になります。立地基準、一般基準ともに合致しております。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしくをお願いします。

議 長 受付番号15番

委 員 問題ありません。

議 長 16番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

局 長 この農工法の関係につきましては、もし質疑がある場合は事務局で答えにくい場合があるので、今日産業支援課の担当に出てきていただいておりますので、もし何か質問がありましたらお出しただいたらい。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村由美子さん。

河村係長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は1件です。受付番号24、寒川町の案件について、当初計画者は結婚をするので自己住宅を建てるため転用許可を取りましたが、結婚が破談になり農地のままにしていました。継承者〇〇〇〇は借家住まいのため、申請地を譲り受けて自己住宅を建築したいと思っております。申請地は農地のため、議案第4号受付番号155の案件です。以上で説明を終わります。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 受付番号24番 質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、変更相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。河村由美子さん。

河村係長 まず取り下げ願いがありましたので、ご報告いたします。受付番号163、土居町天満の案件については1月5日に取り下げ願いがありましたので、ご報告いたします。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は14件になります。受付番号149、金生町山田井の案件について、受人は印刷加工業を営んでおり、3年前に申請地の隣接地を駐車場として転用しましたが、来客用のスペース等が不足してきたので、申請地を譲り受けて隣接地と一体利用とする受人・渡人合致の駐車場です。受人、〇〇〇〇〇〇(株)代表取締役 〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号150、妻鳥町の案件について、受人は不動産業を営んでおり、小学校も近く、利便性の良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の宅地分譲です。受人、(株)〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号151、妻鳥町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、利便性の良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の宅地分譲です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号152、妻鳥町の案件について、受人は借家住まいで子供も成長し手狭になったので、実家に近い申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号153、中曽根町の案件について、受人は賃貸用住宅の需要に応えるため、小学校に近い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の賃貸共同住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号154、中之庄町の案件について、受人は不動産コンサル業を営んでおり、国道11号線バイパス沿いで利便性の良い申請地を譲り受けて、近く現在の事務所を土地所有者に返す予定のある会社に貸す、受人・渡人合致の貸事務所及び車輛置場です。受人、(株)〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号155、寒川町の案件について、受人は現在借家住まいで子供も増え手狭となったので、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建

設です。議案第3号受付番号24の案件です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号156、寒川町の案件について、このたび受人の自宅を囲むように倉庫兼加工場等を建築する計画が予定されており、自宅を移転すべく申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅及び将来の生活の足しとしたい貸駐車場の新設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号157、豊岡町大町の案件について、受人は製紙原料販売業を営んでおり、申請地の隣に事業所があり、現在の敷地では手狭であるため、事業用地として隣接する申請地を譲り受けての受人・渡人合致の資材置場です。受人、〇〇〇〇(株)代表取締役 〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号158、土居町上野の案件について、受人は3年前に3年間の一時転用として、営農型太陽光発電施設の許可を受けて農業経営を行っていたが、期限の3年が来るので、引き続き農業経営の安定を図るため申請地を営農型太陽光発電施設として一時転用し利用するものです。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号159、土居町北野の案件について、受人は太陽光発電の設備認定を受け、まとまった収入を得るため、日照通風の良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号160、土居町畑野の案件について、受人は妻と実家で両親と同居しておりますが、手狭なため、また将来農業後継者として農業を経営していくため、申請地を借り受けての受人・渡人合致の農家住宅及び農業用倉庫建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号161、土居町津根の案件について、受人は安定的な収入を得るため、自宅の隣接地で日照通風の良好な申請地を借り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号162、議案書の10ページから27ページまでになります。土居町津根の案件について、農村地域工業等導入促進法、俗にいいます農工法により、策定した農村地域工業等導入実施計画に基づく転用申請です。転用目的は工業用地です。受人、四国中央市長 篠原 実。面積は、90,495平方メートル、議案第2号受付番号16や農地以外の一体利用地を含めると総面積面積は102,936.70平方メートルになります。なお一部違反転用地がありますが、始末書が出ております。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願いします。

議長 受付番号149番

委員 異議ありません。

議長 150番

委員 150, 151, 152番、異議ありません。

議長 153番

委員 異議ありません。

議長 154番

委員 異議ありません。

議長 155番

委員 155番、156番、異議ありません。

議長 157番

委員 異議ありません。

議長 158番

委員 異議ありません。

議長 159番

委員 異議ありません。

議長 160番

委員 異議ありません。

議 長 161番

委 員 異議ありません。

議 長 162番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

齋藤委員 162番で始末書があがってきているというのは、各々の所に出てきているのですよね。

局 長 対象となっている土地に始末書として出てきています。

齋藤委員 この議案書には記載されていないのですね。

局 長 はい、記載していません。

齋藤委員 確認したかったのです。

局 長 現地確認をしたうえで、始末書を確認しております。

局 長 産業支援課の担当職員に決定している工業団地の今後のスケジュール等について説明をお願いしたいと思います。

西川産業支援課課長補佐 今後の予定ですが、県に転用許可申請が送られ、県の許可後、土地の所有権の移転手続きを、これは年度内に行う予定にしております。平成30年度に入って早い時期に造成工事に入り、約1年余りかかるのではないかと予想しております。完成が平成31年度の夏から秋くらいになるのではないかと、工事に1年2ヶ月余りを見込んでおります。その後、分譲ということになるのですが、分譲については立地についての問い合わせをいただいている方も多くいまして、なるべく早い時期に予約という形で受付を開始したいと考えておりましてこれが早ければ、2月、3月くらいからできるように、今準備をしております。

局長 審議の途中ですが、この点で何かご質問があれば。

鈴木一郎推進委員 業種としてはどのような、何があるのか、予約の。

西川産業支援課課長補佐 業種としては紙加工業、運送業を考えております。

齋藤委員 紙加工業だったら、また水の問題が出てくるのではないかと思うのですが。この点については、どうですか。

西川産業支援課課長補佐 給水については簡易水道しかありませんので、排水の出る企業については誘致する企業に考えておりません。

押条委員 図面を見ているが、ぬけている所があるが、何か理由はあるのか。

西川産業支援課課長補佐 着色のない部分については、用地を買収できなかった所で、今回は転用しないし、造成工事もしないし、そのまま農地としておいておくということです。

局長 今説明にもありましたように。今回転用をかからない所については、取得をしないということで取得しない部分を除いて区画割りをすることで、転用のかからない部分が無駄にならないように、影響が出ないような区画割りを計画しているようですので、数社、数画に割って行って真ん中に空き地ができないように考えられているようです。

局長 よろしいでしょうか。

局長 産業支援課の職員は退席させていただいてよろしいでしょうか。

議長 これより採決いたします。

まず、158番について採決を行います。関連がありますので12番尾崎靖雄委員の退席を求めます。

(尾崎靖雄委員、退場)

議長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての158番について原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号中の158番は許可相当と認め進達することに決しました。

議 長 尾崎靖雄委員の入室を許可いたします。

(尾崎靖雄委員、入室)

議 長 尾崎靖雄委員に報告いたします。158番については、全員賛成で許可相当と認め、進達することとなりました。

議 長 続きまして、議案第4号中、158番を除く案件につきまして、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第7、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君
(岡田係長、受付番号144番～155番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 それでは受付番号144番、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 145番

委 員 145番、146番異議ありません。

議 長 147番

委員 147番から150番まで異議ありません。

議長 151番

委員 異議ありません。

議長 152番

委員 152番、153番異議ありません。

議長 154番

委員 154番、155番異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第8、議案第6号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。
(岡田係長、受付番号1番～2番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。質疑はありませんか。

齋藤委員 期間が10年に2ヶ月足りないが。

岡田係長 利用権で受けて10年ですが、利用権の決定が約1ヶ月、中間管理に申請して許可が出るのに1ヶ月ということで、2ヶ月マイナスになります。中間管理機構に報告をして受人も決まっていますので、この2月1日から4月までの間は管理できるようになっておりますので。契約上、10年に2ヶ月マイナスになっています。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 これより採決いたします。
関連がありますので12番尾崎靖雄委員の退席を求めます。

(尾崎靖雄委員、退場)

議 長 議案第6号、農地中間管理事業の農用地配分計画(案)に対する意見について、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第6号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 尾崎靖雄委員の入室を許可いたします。

(尾崎靖雄委員、入室)

議 長 尾崎靖雄委員に報告いたします。議案第6号については、全員賛成で支障がない旨の意見とすることとなりました。

議 長 日程第9、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君
(大西次長、受付番号23番～24番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号23番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 24番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

高橋藤信委員 転用の申請で違反転用があった場合に始末書の提出だけでそれ以上のペナルティはないのか。

局 長 基本的にはそれ以上のペナルティはないということです。法的には違反転用については県が指導して原状復元を求めるとというのが基本

線なのですが、転用可能な所を現状に合わせて転用するという申請があると、そのまま追認するという形になるのですが、それ以上のペナルティがかかったことはありません。

高橋藤信委員　今まで結構違反転用が出てきており、始末書だけで済むのなら、違反転用した人が得になるのではないか。

大西次長　違反転用につきましては、3ヶ月ごとに県へ報告することが義務付けられております。皆さんも農地パトロール等で確認できましたら、事務局まで報告いただいてその対処については県が行うことになっております。どうしても元の農地に戻してもらいたい場合、原状回復命令を市から県に対して求めることができます。始末書だけで済むのなら、先に転用した方が得なのではないかということですが、あくまでも法律違反でありますので、また始末書の内容によっては、県から文書に対して訂正を求められる場合もありますので、ご了解いただきたいと思います。

高橋藤信委員　今まで違反転用で県に対して原状復元を求めたことはあるのですか。

大西次長　残念ながらありません。一昨年の4月から法律の改正により、原状回復命令を県に対して求めることができるようになりました。2年前くらいに転用目的が一般個人住宅であったのに太陽光発電施設になっていたので、調査をし県に報告したことがあります。でも県から元の転用目的の一般個人住宅の建設に訂正しろとか、元の農地に戻せという指導はなかったという例が一つありました。

局長　県に確認すると十年くらい前に松山市で1件、原状回復命令を出した例がある。ただこれについては公共事業の関連があったので原状回復命令を出して元の農地に戻させた例があります。工業団地に買収する農地で県から違反転用の指導があったのが1筆あります。県へは原状回復をしているという報告をしている最中に工業用地に買収になったので、始末書で終わらしているのが今回1件、中に含まれています。

武村委員　始末書が出ている場合に議案書の中に記載することはできないのか。

河村係長 次回からは議案書の備考欄に記載させていただきますのでよろしくをお願いします。

議 長 他に何かご質問はありませんか。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第10回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:35)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 名川有則

委 員 齋藤 伊勢子

委 員 河 村 薫